慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	イングランド銀行はいつ中央銀行になったか
Sub Title	When was the Bank of England transformed into a central bank?
Author	町田, 義一郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1967
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.60, No.11 (1967. 11) ,p.1253(5)- 1273(25)
JaLC DOI	10.14991/001.19671101-0005
Abstract	
Notes	町田義一郎教授退任記念特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19671101-0005

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

世界各国の金融制度第一巻（共著）　同上　昭和三九年三月
同　上　第二巻（共著）　同上　昭和四〇年三月
金融経済論（監修）　世界書院　昭和四一年七月初版
金融経済の基礎理論（監修）　東洋経済新報社　昭和四二年六月初版

（村井俊雄作成）

イングランド銀行はいつ中央銀行になったか

町田義一郎

はじめに

昭和四十一年度の学年末で経済学部教授の退職を願い出た際、教授会から最終講義をするようにとの要望があり御引受けしたのでしたが、学年末から新学期へかけて学部が多忙のためでしょう、五月廿五日の午後に一時間三十分ばかり御話した筆記がこの原稿です。当日のあまり座興にすぎると思われる箇所を省略し若干追補を加えました。

経済学部としては初めての儀礼的な催しであった為めか、同学の友人と学生の外に他学部や事務関係の方々も聞きに来て下さったので、妙な題目ではありますが、その内容は金融とか殊にイギリスの金融史などに全く無関心な方々にもわかって戴ける程度でイングランド銀行が発展して世界で最も典型的な中央銀行となって行く過程の一時期をとり上げ、イングランド銀行――もっと一般的にいえば中央銀行――とはどんなものであるかを御話したかったのでした。どうかそのつもりでお読み下さい。

最後にお忙しいなかを当日御来聴下さった方々に御礼申上げます。

一

現在では独立国であれば、ほとんどどこの国にも中央銀行があります。しかし中央銀行は金融機関としては比較的新しい

ものの一つであるといって良いと思います。中央銀行に関する著書で広く読まれているものに Kock という人の Central Banking（初版一九三八年）というのがありますが、その序文の中でコックは中央銀行の研究は新しいものであって、これをテーマにした著書は一九二八年に出版された Kisch と Elkins 共著の Central Banks が最初だと書いています。一九二八年にやっと中央銀行の研究の一書が出たといってるのです。それ以前に小冊子ながら一冊出ている筈で、それはイングランド銀行理事の Harvey（Sir Ernest）の Central Banks であります。小冊子なのでぬかしたのかもしれません。それはとにかく、その後中央銀行に関する研究が盛んになり、沢山の著書や論文が刊行されるようになりましたが、それはその頃から世界的にほうぼうの国で中央銀行の設立ということが問題になって来た為めだといって良いかと思います。またいろいろの著書のうちではコックの Central Banking は中央銀行なりその政策なりについて知るには、先ず最初に読むべき最も良い本だと思います。原書は数版かさねていますが、日本銀行の吉野俊彦さん訳（共訳）の「中央銀行政策論」があるので手軽に読めますから是非おすすめします。

ところで、私がここで申上げたいのは、コックの云うように中央銀行という題名の著書は洋書ではキッシとエルキンスの共著に始まったとしても、日本語で書かれたものに堀江帰一先生の「中央銀行と金融市場」という立派な著書が明治四十五年つまり一九一二年に出ているのです。堀江先生といっても四十年も前に逝去されたので御存じない方も多いかと思いますが、塾の経済学部の前身理財科時代からの育ての親のひとりです。われわれの恩師が三十歳代にこの方面の研究を行われ、世界の学界に先鞭をつけたということはわが経済学部が他に誇ってよいことだと思います。その内容について申しますと、当時はまだ欧州の先進国以外にはあまり中央銀行のない時代ですし、金融政策の面についても現在ほど発達していませんでしたから、近頃の研究に較べればものたりないかもしれません。例えば金融政策については割引政策が中心で他の諸政策には多くふれてないというようなことが云えます。しかし当時、既に確立されていたイングランド銀行、フランス銀行、ドイツの帝国銀行をとり上げて詳細に論じている立派な研究なのです。と申しますのは、たまたまこの本が出る少し前ですが、アメリカでは一九〇七年の恐慌の後、銀行制度改革のために National Monetary Commission というものを設けて、一九〇八年から一九一三年へかけて大規模な金融制度の調査を行ったのでありますが、その調査会の尨大な刊行物を堀江先生は十分に利用しておられるのです。そういう点でも当時とすれば最も良い資料を使用して発表されたものであります。若しこれが英文で書かれていたら、おそらく海外にも広く読まれたに相違ないと思っています。先生はこの著書刊行の数年後に博士会から推薦されて法学博士になられましたが、その場合先生の業績の第一に挙げられたのはおそらくこの本ではなかったかと思うのであります。これは余談でありますが、われわれの誇りとして申上げたのであります。

私は最初に中央銀行の研究は比較的新しいと申しましたが、先きに挙げた小冊子の著者ハーヴェイも中央銀行について世界の注意が向けられるようになったのはアメリカの National Monetary Commission の活動以後のことであると書いています。私もそうだと思います。それがこの方面の研究のおこった第一期だといってよいでしょう。そうしますとその第一期の活動に率先して発表されたのが堀江先生の著書であったと云って差支えないのです。しかも研究の成果を立派にあげた著書であると思っております。

その次の時期において中央銀行への関心の高まったのはいつかと申しますと、これは私の考えですが、第一次世界大戦がすんだ後です。戦後欧州にいくつかの新国家が誕生しました。その新国家の財政にからんで中央銀行の必要が論じられたのでした。一九二二年には Genoa で開催された Financial Commission of the International Economic Conference は各国に対して中央銀行設立の勧告をしております。それから一九三〇年代へかけて多くの国でこれが設立され始めました。しかし当時設立されたものについては、殊にヨーロッパの弱小な新興国の中央銀行は国際決済銀行などが大いに援助しなければならなかったようです。それに関連したことで余談ではありますが、余程前のことでしたが、国際決済銀行の理事をしてお

られた日本銀行の田中鉄三郎という方が帰国された際に、この慶應義塾で講演されたのを聞いことがあります。田中さんはその話のなかで今日中央銀行は沢山できたが欧州の中央銀行のうちにはできるなら身売りしたい――田中さんは身売りという言葉を使ったのをおぼえています――買い手があったら買ってもらいたいというようなのもあるんですからねともらされました。責任のある人ですからどこの国だとは申されませんでしたが、前からの話の様子ではどうも〇〇〇〇あたりのではないかなと思ったのでした。従前にもそんな弱体の中央銀行があったのですが、しかし今日ではどこの国でも独立すれば直ぐ中央銀行が設立されるといってよいでしょう。戦後アフリカには何十ヶ国かの新しい国ができましたが、おそらくそのどの国にもあるのではないでしょうか。なかには設立はするが総裁になるような人物が居ないので日本銀行の課長さんが行って初代の総裁になったというようなのもあります。それくらい中央銀行は普及しています。中央銀行以外には碌な金融機関はないというような国もざらにあるようです。

それでは今世紀の初め、第一次世界大戦前はどうであったかと申しますと、ヨーロッパでは古い大きな国はいずれも中央銀行をもっていました。しかしアメリカでは合衆国やカナダにもまだありませんでした。東洋では日本その他二三の国にしかありませんでしたし、それも日本銀行以外にはしっかりしたものはなかったといえるでしょう。中国やインドにもありませんでした。それが先程申上げた中央銀行研究の第二期一九三〇年代から三〇年代へかけてでき始め、更に第三期ともいうべきこんどの戦後どんどん設立されるようになったと云ってよいでしょう。それでは各国の新設の中央銀行は一体どういう銀行をモデルにしてつくったかと申しますと、従前は歴史の古いイングランド銀行が手本とされたのでしたが、近年はいろいろな点でアメリカの連邦準備制度の規定を取り入れているようであります。明治十五年（一八八二年）設立の日本銀行の規約は当時のベルギーの中央銀行にならったものと云われますが、その運営その他についてはイングランド銀行を見習おうとしたと見て差支えないと思うのですが、それが近頃はいろいろな点でだんだん連邦準備制度に倣うようであります。

二

それでは一体、中央銀行とはなにか、つまりどういう業務を営む銀行かと云いますと、それにはいろいろな見方があると思います。先ほど申したハーヴェイは十三のファンクションを挙げて一々説明しておりますし、コックも沢山あげていますが、それらについてかれこれ申上げている時間もありませんので、ここでは後の話の便宜上私なりにこういうことをファンクションとして果すのが中央銀行だと大ざっぱに申しておきます。

私は中央銀行が常に果すべきファンクションとして四つ挙げておきます。――時に応じては他にもいろいろのファンクションを果すこともありますが、常に果すべきものとしてであります。それらを果す銀行が中央銀行であります。㈠実際上、独占的な銀行券の発行によって通貨の供給を行う銀行であること、㈡国家のための銀行、つまり国庫のカネの出し入れ、国家に対する貸付等を行う銀行であること、㈢銀行――金融機関――のための銀行、即ち一般の銀行がその取引先に対して行うように、他の金融機関の預金（支払準備金）を預かったり、それに貸出をしたりする銀行であること、㈣その国の最後の頼りとなる貸手 lender of last resort――これは Bagehot が言い出した言葉だそうですが――であることの四つであります。この四つは個々別々のようですが、互いに関連するファンクションであります。初めの二つは広く国民、政府と関係をもった点が多く、後の二つは直接には金融市場での資金の需給ということに関係したものではありますが、やはり㈠と㈡とも密接に関連したファンクションなので、実際には別々には考えられないものであります。そういう四つのファンクションを果すことを土台にして、中央銀行は独立して、つまり政府から中立してであるか、あるいは政府の行う政策の下に立って貨幣政策（金融政策）を担当する、それが中央銀行であるというようにここでは一応申しておきます。

三

今、申上げましたような立場から見て、本日の主題であるイングランド銀行はいつからそのようなファンクションを果す銀行、中央銀行になったのだろうかということを私なりにのべてみたいのであります。ある銀行がいつから中央銀行になったかということは、例えば日本銀行のような場合には簡単です。初めからその目的でつくられたのですから、明治十五年設立の当時からだといえます――銀行券の発行は明治十七年からでしたが――またドイツの帝国銀行ならば一八七五年にプロシア銀行が改組された時からといえるでしょう。また近年の中央銀行はすべてそのために設立されたもので初めから中央銀行というわけです。設立の古いヨーロッパの中央銀行にはいつからなったと、はっきり云えない場合が多いのですが、殊にイングランド銀行の場合にそうであります。

これから本日の主題に入るわけでありますが、イングランド銀行はいつから中央銀行になったと、はっきり云ってる人はないようであります。いろいろ資料を見ましても、例えば一九世紀の九〇年代にアメリカの Dunbar (C. T.) という学者はイングランド銀行は only by degrees and reluctantly に他行とは異るようになったと書いていますが、近年になっても History of the London Discount Market の著者 King (W. T.) は云い方は異いますが、中央銀行になることに reluctant であったという意味のことを述べています。イングランド銀行が Clapham (Sir J.) に書いてもらった The Bank of England でも、half-unconsciously and sometimes rather unwilling hands という言葉が使用されています。要するに多くの学者はイングランド銀行としてはいやいやながらというか気が進まぬのにいつの間にか中央銀行の任務を引受けるようになったものと見ているわけであります。この点でもう少しはっきりさせているのが Dodwell (D. W.) と Sayers (R. S.) とです。Dodwell はその著 Treasuries and Central Banks では一八七八年までには完全に中央銀行として確立されたと云ってますが、なぜかという説明が納得いくようには述べられていないと思うのです。ロンドン大学の Sayers の方は、Central Banking after Bagehot という論文で、England stumbled into central banking in a fit of absence of mind だと云い、その process was largely completed in the generation after Bagehot と書いております。セイヤースは England 云々と書いていますが、そのイギリスの central banking の業務を担当するのは外ならぬイングランド銀行ですから、England の代りにイングランド銀行という言葉を使ってもよいわけですし、Sayers は grudgingly 不承不承それを引受けたとも書いています。そうするとイングランド銀行は、in a fit of absence of mind いつの間にか中央銀行業務を営むようになったのだし、そのプロセスはバヂョット以後、つまりバヂョットの Lombard Street が出版されてから――一八七三年出版――以後、三十年ほどの間に大体、完成されたと云っておるわけです。セイヤースはイングランド銀行が grudgingly に、in a fit of absence of mind で一八七三年から一九世紀の終り頃へかけて中央銀行業務を営むものとして完成したと見ているものといえるでしょう。

ところが私は若い頃にはイングランド銀行は一八三〇年代の初め、一八三三年頃から中央銀行になったのじゃないか、当時すでに他の諸銀行よりはるかに優越した地位に立ち、中央銀行としてのファンクションを果し得る状態に発展したものと思っていたのでした。その理由はあとで申しますが幾つかあります。

玆でイングランド銀行の設立のことを一寸顧みておきますが、その当初から政府のための金融機関だったとは申せます。一六九四年に政府へ一二〇万ポンドのカネを永久貸上金として貸し、それを保証にその額までは今日でいう銀行券を発行してよい、また、その貸上金には年八％の利子をもらう。更に国庫の収支の取扱いをするということで経営上の費用として年四千ポンドを受取る。大体こういう条件で株式組織の銀行として設立されたものでした。――こん度の戦争後（一九四六年）に労働党内閣の下で国有銀行となりましたが――そしてロンドンのシティの有力者を中心に多数の出資でつくられた純然た

る営利会社として発足したのであります。このことを御記憶下さい。初めから政府の財政を救援するため、また政府のため国庫の収支を取扱う銀行でありますと共に、その銀行券も設立数年後には流通、少なくとも限られた範囲では流通し始めていたのであります。そして早くから最も有力な発券銀行となっておったのです。株式銀行としては一八二六年までは唯一の発券銀行だったのであります。ですから先きに申しました政府のための銀行、発券銀行というファンクションではイングランド銀行は早くから中央銀行の役目を果しておったと云えると思うのであります。それでは銀行のための銀行という点ではいつからかということになりますが、これは lender of last resort であることにも関連したことです。その上イングランド銀行は株主の利益を目的としてできた株式会社ですから、他の銀行、金融機関とは競争的な立場にある銀行であります。したがってイングランド銀行が銀行のための銀行となるということは、その競争相手が競争相手でなくなったのはいつからかということに関連してきます。それでは株式組織の銀行でありながら、いつから他の金融機関を競争相手としてとるに足らずとするほどイングランド銀行が優越したものになったのか、あるいは、そうでなければ何か他の理由で銀行のための銀行、したがってイギリスの lender of last resort として自行の株主の利益を度外視しても公共的なファンクションに専念するようになったのか。それを進んで引受けたのか、いやいやながらであったかは別として、それがいつ頃のことであるか、はっきりしないのですが、先きに申した通り、もと私は一八三〇年代だろうと考えたことがあったのであります。

その理由はいくつかありますが、一八三三年にイングランド銀行の存続期限が到来して特許状（Bank Charter）が更新された当時の諸事情が中心なのです。㈠イングランド銀行券が初めて法貨となる、それまでは任意貨幣だったのが強制通用力を与えられたわけです。それまでもこれを受取ることを拒む者は殆んどなかったのですが、ここでイングランド銀行は完全な貨幣の供給者となったのであります。㈡高利禁止法（Usury Law）が廃止された。その時まではイングランドでは利子を五％以上とってはならぬのでした。これが廃止されたので三ヶ月未満の貸付には利率を七％にも一〇％にも引上げることができる、自由になったわけです。㈢この当時、既にイングランド銀行は他行に対してはるかに優越した発達を遂げていたということです。なぜかといえば一八二六年の法律でロンドン市の六五マイル以外では銀行券を発行する株式銀行をつくってもよいことになっていましたが、その前には一八世紀の初めの頃からイングランド銀行以外には六名以上の人が資本を出しあって銀行をつくれないという特権がイングランド銀行に与えられておったのでしたが、その特権がなくなったわけであります。その代りイングランド銀行も地方へ支店を設置することが許されることになりましたが、それにしてもイングランド銀行が特権を失うことに承諾したのは、地方に株式組織の発券銀行ができたとしても競争相手となるほど強力なものは出て来ないという自信があったからではないかと思うのです。更にそれが一八三三年にはロンドン市内でも銀行券を発行しない限り株式銀行がつくれるという法律にイングランド銀行が譲歩したということは、益々同行が地方だけでなくロンドン市内でも他行に対して金融機関として絶対的な優越さをもつという自信がついたからではないかと思います。実際にそういう実力者になったとすれば、株式組織の銀行であっても中央銀行としてのファンクションを果しながら株主の利益も守れるのではないかと思います。イングランド銀行はそういう地位に達しておったのでないかと思うのですが、そうだからといって自らそういうファンクションを進んで引受けるかどうかはまた別の問題でありましょう。しかし例えば Wood（Elmer）のような学者は、イングランド銀行は一八三〇年頃に近代的な意味での open market operation を最初に行ったと書いてもいます。

――但しその後三十年間位は on a very limited scale であったとは云っていますが――またイギリスの金融学者 Hawtrey（R. G.）は割引利率が monetary regulation の手段として利用されたのは一八三三年の銀行特許状以来のことだとも書いています。イングランド銀行が reluctantly, unwishingly あるいは half-unconsciously であったにしても、その頃、中央銀行としてのファンクションを果し始めたのではないか。私がそう考えたのには、他にも理由があるのでした。それはイングランド銀行の public responsibilities という要望が各方面に起って来たことも考慮に入れたのでした。そしてイングランド

銀行はその責任をとらねばならぬ立場に立たされたと思ったのです。しかし、Sayers も述べてますが、止むを得ぬときにはそのための出費をしのびはしたが、責任をとるべきか否か、事情のあいまいな逃げ口上のある時には行動の敏速を欠いて事を大きくしたのでした。それでいつもイニシェーティブをとることが遅すぎるとの非難をうけたわけでした。それを思うと本当の意味でというか、本腰を入れて中央銀行業務を行うようになったのはもっとずっとあとのことだ――Dodwell や Sayers の云うように――と思うようになったのであります。

四

他行のもたない特権を与えられているイングランド銀行に対して、他の銀行とは違って、その public responsibilities を要求する世論があったと先ほど申しましたが、そういう意見は既に一八一〇年前後の地金論争――金価格の騰貴、銀行券の低落の原因についての論争の際に一部の論客、例えば Henry Thornton, Francis Baring, Thomas Attwood というような人々によっても述べられていることですし、その地金委員会の有名な報告（地金報告）の中でも要望されている項目だったのであります。しかし、これが独立した問題として初めて採り上げられたのは、一八三三年の銀行法改正に関して設けられました一八三二年の委員会（Select Committee to inquire into the expediency of renewing the Bank Charter）においてでした。その委員会へ呼び出されて証言させられたイングランド銀行の理事 Richards は経営者の責任を問われたのに対して、株主に対して負うもので国家に対しては無いと云っておるのですが、そうかと思うと、両方の利益が相反したらどうするかとの問いに対して、社会のためになら譲歩するとか、そうすることが株主の利益にもなることだなどと甚だあいまいな答をしているのでした。理事達の本心は、そうでなくても当時の風潮に対して public duties を無視するようなことは云えなかったのだと思います。しかし業務の経営の方はどうであったかと云えば、株主の利益中心であったと言えるのです。したがって、いやいやながら金利政策を行うにしても、利率を他行との競争上、高率に引上げることはしなかった、――すれば客を他行にとられてしまうから――また公開市場操作にしても、銀行の損失になる危険があるので、なるべく行わなかったといえるのであります。オペレーションのために当時は手持の政府証券を担保にして代理店（Nullens and Marshall）を通して市場からカネを借り、利子を払う方法がとられたのですし、後に手持証券を売るようになってからも、安い値で売らなければならぬので損をすることがあるからでした。それに総裁は四千ポンド、副総裁は三千ポンド、理事は二千ポンド以上の出資者でなければなれないので、経営者は皆な大口の出資者であり、またシティの仲間は皆な出資者でしたろうから、自分達の利益、株主の利益を先ず中心にして経営されたのは伝統的に当然のことであって、その思想はなかなか抜けなかったのでした。Sayers は一八六〇年代のこととして、なおイングランド銀行が株主の利益を第一に考えたと云っては過言であるが、株主に対する配慮がイングランド銀行の行動を制約し、あるいは少なくとも遅滞させる極めて重要な力であったと述べています。

ましてそれより前の一八四七年、一八五七年、一八六六年の恐慌に際してのイングランド銀行の措置はどうであったか。Sayers の述べたことの例外はなかったのです。うっかりすると自行も火の粉をかぶりそうになってから、政府と折衝する、そしてピール条例を停止して銀行券を増発し得るようにしてもらって、やっと火の手を防いだのでした。しかも多くは政府の方から働きかけてもらうのであります。イングランド銀行としては当時予想外に勃興しつつあった他の株式銀行その他が困り、その力が弱くなることは、危急の事態の起らない限りでは、自行を強力にし競争上有利にすることであったからとも感じられるのでして、後年多くの学者によっていつの恐慌の場合にも、その措置が手遅れであったとか、手ぬかりであったとかの非難を受けているのは、そのためではなかったかと思うのです。そのくせ一八四七年の恐慌のあとでも翌年（一八四八年）に設けられた The Committee on Commercial Distress（呼び出されると副総裁 Prescott は directors looked first to the public interest (Evidence 1848) と言い、理事の Norman はイングランド銀行は a national institution, and

should be managed in the national interest というかと思うと、in a large view, the interest of the public coincided with that of the Bank と云ったりしながら、また lender of last resort と見做されることには反対であるという態度なのでした。この委員会の第一報告書ではイングランド銀行を公共的機関として次のように述べられています。

the Bank was "a public institution, possessed of special and exclusive privileges, standing in a peculiar relation ot the Government.....These circumstances impose upon the duty of a consideration of the public interest, not indeed enacted or defined by law, but which Parliament in its various transactions with the Bank always recognized and which the Bank has never disclaimed."

これは当時の世論というか世間の希望を代表したものと思うので特に掲げたのでありますが、報告書にはなんとあろうと、その後のイングランド銀行の業務の運営は本質的には一八四四年以前そのままであったと Weguelin（一八六七―一八八〇年理事）は後年申しております。したがって一八五八年版の大英百科辞典で当時一流の経済学者 MacCullock は only rare instance にしかイングランド銀行は商業界を安全に救援し得なかったと申しておる位であります。

これらのことは今まで御話したことでおわかりと思いますが、繰返して申しますと、イングランド銀行の経営には株主の利益を尊重すべき株式組織であるという面と、他行のもたぬ特権を与えられているために世間からは公共的な責任を負わされようとする面とをもっていたのであります。あまり良い例でないのですが、昔の比較的立派な博奕うちの大親分が代官から十手捕縄を預かって治安の維持を受持ったようなものではなかったか。つまり一方では賭場を開いてて、銭を稼ぐのが本職で、そのかたわら御上の御用を勤めることで身の安全を計り、且つそれを笠にきて縄張りを出来るだけ拡げようとするような立場にあったのが、当時のイングランド銀行ではなかったかと思うのです。

先ほど申したように、まだ一八三〇年代には他の親分衆にあたる他の諸銀行は微力でしたから、当時はその連中を抑えて賭場を開きながら御上の御用を果すこともしようと思えばできたことでしょうが、生粋の親分達が躰を張って縄張りを拡げるのにつとめたのと同じように、他の銀行がその努力によって予想以上に大きくなって十九世紀の後半に入る頃には十手捕縄を預る大親分だと大きな顔をしていられなくなったのがイングランド銀行ではないかと思うのです。自分の縄張りを守らなければ、多くの子分達、つまり株主を満足させることは次第に難かしくなるし、また十手捕縄を御返しすれば、いつ縄張りを荒されるかもしれぬというようになって来たわけです。king は一八五〇年代になると、既にイングランド銀行は数量的には優越さを失ったと述べています。

五

一八六六年五月には十九世紀最大といわれる恐慌が Overend 商会の破綻からおこったのですが、その際も同商会からの援助（四十万ポンド）を担保が不十分だとイングランド銀行は拒絶しました。このことをイングランド銀行史の著者 Andreades（Andre）なども遺憾なことだったと書いています。それから火の手が急に大きくなったのでした。そして恐慌の救済に乗り出すのにも政府側から一八四四年の条例を停止してよいからという書簡（五月十一日）を受取って、その上で理事会（十二日）を開いて銀行券の増発を決定しておるという手ぬるさでした。この際にもやはり手遅れだったわけです。

併しその秋の株主総会（九月十三日）では――Bagehot の Lombard Street の巻末に総会の記事が全文掲載されておりますが――Holland 総裁は「本行は全力を尽して――しかも極めて見事に――この危機に対処しました。吾々はその任務を遂巡することなく果した」と手遅れと見られることに弁明らしいことを申しています。そして次ぎには多くの著書に引用されている文句ですが、大蔵大臣がおそらくまだベッドを離れないうちに準備金の半分（三百万ポンド）も前貸したくらいであると自画自賛的なことを云ってはおりますが、しかしまた株主側からの非難を惧れて準備金が減少したことに遺憾の意をの

べると共に、ある人々――株主を暗に指しているのですが――には危険と思われる程、それが減少するような方針を採ったことを弁明しています。

この総裁の報告演説に対して当時のエコノミスト誌の編輯者 Bagehot はその誌上にイングランド銀行がとった公共的な責任に対して賞讃の辞を戴せたのでしたが、これに対しての反対意見が、こともあろうにイングランド銀行の理事のうちから出たのであります。G. W. Norman（一八二一―一八七二年理事）はエコノミスト誌宛にイングランド銀行が国内の whole unused reserve を保持すべきだなぞとは at once impracticable, and unsound in principle であると書き送っていますし、長老の理事 Thomson Hankey――この人は一八三五年から一八九四年まで五十年余も理事を勤め、総裁にも（一八五三―一八五五年）なっているのですが、その長老と Holland 総裁との間に意見の相違があったものか、あるいは両者話合いの上で銀行は株主の利益を無視するものでないと、株主側を宥めるためであったかもしれませんが、エコノミスト誌の云うことは、the most mischievous doctrine ever broached in the monetary or banking world in this country だと居丈高に反対し、その上、翌一八六七年出版の Principles of Banking の巻頭に二十七頁つかって、そこで自説を繰返しておるのであります。Sayers は、Lombart Street は Hankey 説に刺激されて書いたものだと云ってますが、寧ろ反駁するつもりで起稿されたと見てよい節が多分にあります。

Hankey の言い分を大ざっぱに申しますと、銀行券の発行はピール条例で抑えられているので通貨の発行の責任は政府にあることでイングランド銀行にはなく、一般の銀行営業については、一八四四年にピールによって保証されたように、他の銀行と異るところはなく、株主の利益を考えて健全な経営を行えば、どこからも文句を云われることはない。それなのに全国の支払準備をもてとか、lender of last resort の責任をとれとかは、もっての外のことで世間に害毒を流す言辞だというのであります。ところが Bagehot の意見ではイングランド銀行は十分な準備金を保持して bank of bankers として、また lender of last resort としての public duties を果すべきであって、若しそんな責任がないというのなら、なぜ他の銀行が預金の一割三分ぐらいしか支払準備金をもたないのに、イングランド銀行だけが三割も五割もの準備金をもっているのか。それで株主が黙っていると思うのか。株主はもっとそれを運用しろと云っておるのに行わないじゃないか。どうなんだというのであります。Bagehot は株主側からは総会の席上でしばしば余ったカネをもっと有意義に使え、利益を増加するように運用しろという意見の出ていることを承知しているのです。そして Hankey の説こそ most mischievous なものだと反駁したのでした。当時のいきさつについては Fetter (F. W.) の Development of British Monetary Orthodoxy 1797―1875 や Clapham, (Sir John) の The Bank of England vol. II を御覧になると良くわかります。

エコノミスト誌の権威とロンドンの金融市場に関しての最初の、しかも名著 Lombart Street を通じて、この頃からイングランド銀行の公共的な責任ということは広く普及して一般的な常識となったことは多くの学者の認めていることであります。イギリスの学者 Gregory (T. E.) は Hankey の説は時代遅れだと評していますが、Hankey は多年の経営者であって今後もなお伝統的な株式銀行としての経営方針を支持して行うとしてきた人々の考えを代表して述べたものであったと思うのであります。しかし理事の間でも意見が別れていたようであります。彼がその最後の強力な支持者であったと思います。したがって先ほど申した Sayers の説の通り、この頃からイギリスの Central banking が始まったと云えるかもしれませんが、in a fit of absence of mind でというのはどうかと思われます。

六

先程申しました通り、一八三〇年代まではイングランド銀行は二足の草鞋を履きながら株式銀行として大いに発展して来たわけで、その後も主として同じ方針で経営されてきたと思われるのでしたが、十九世紀も後半になると風向きは変わり、

銀行に対する風当りも急に強くなって来たのでした。ところが、イングランド銀行自体の経営の内容はどうかと申しますと、イギリスの産業界、金融界の著しい発展と歩調をあわせて成長し得なくなっておったのであります。御承知の通り、一九世紀後半のイギリスの経済の大飛躍、それに伴うロンドンの金融市場、株式銀行その他の金融機関の目ざましい発展に対して、イングランド銀行は昔の優越さを失ったのであります。Ernest Seyd という人がその著書のうちで、あらゆる方面の繁栄のなかにあってイングランド銀行だけが Solitary exception だと書いて、ますが、簡単な数字をあげますと一八五〇年――一八七八年の間の他の商業銀行の預金は三倍以上、Palgrave 著の Bank Rate and the Money Market では四倍以上にも増加とありますのに、イングランド銀行の預金はその間に三分の二くらいしか増加していない状態であります。当時の Bankers' Magazine 誌は計数をあげて、シティではイングランド銀行は一般の銀行と太刀打ちできない状態だとの評論を掲げたほどであります。シティの金融機関はイングランド銀行の利率よりも安く貸出を行うようになり、当然、イングランド銀行からの借手は少なくなって、手形の割引による収入は百年前の半分にも減じたのでした。したがって株主への配当も、Sayers によれば一八六二年の一一・七五%から一八六八年には八%にさがり、次第に不安定になり、それが九・五%つまり一〇%近くになったのは一八七七年になってのことで、一八八〇年以後やっと安定したという状態でした。

イングランド銀行は株式銀行――まア貸元――としては、こんな状態になったのですが、なお営利的業務には未練があるのでしたから、それを挽回しようといろいろな手段を講じ始めたりしたのです。例えば、貸出し先の新しい開拓をつとめ、植民地の大会社、地方自治体、教会、学校その他との取引を開いています。個人的な取引先の拡張にもつとめたようです。その前からロンドンの個人的な取引先には Bank Rate 以下で割引して客を失わぬようにしてきたのですが、それを拡張して地方支店の当座預金者で他行と取引のないものには同様の取扱いをすることにしたのでした。しかしロンドンの割引依頼者は一八四〇年の四五〇から一八五四年には四一六に減じ、一八八〇年になるとロンドンの区域が拡大されたにも拘らず、二〇八に減少したのです。その外にも一八七〇年代の世界的な銀価格の低落に目をつけて、銀を買入れて、それを準備として銀行券の増発を図ってはとか、一ポンド銀行券を発行して資金を増加してはどうかとか、実行はされなかったまでもいろいろなことが考えられたようであります。

要するに多年履きふるしてきた貸元という草鞋がすり切れてきたので、勢力を得てきた他の親分衆と縄張りを争うことがおぼつかなくなったと感じ始めたのか、さもなければ既に相当の財産を貯えてカネ持ち喧嘩せずで、足を洗って将来の身の安泰を求めようとする考えになったのか、それともそうならざるを得ない立場に追い込まれたのかと思われるのです。ところがもう一足の草鞋も必ずしも丈夫ではなく、鼻緒が切れはしないかというような、いろいろの事態の発生を理事達が感じない筈はなかったと思われるのであります。それは、

一九世紀の後半になると free banking という考え方、つまり各銀行がそれぞれ独立に十分な準備金をもち、時には銀行券の発行までも行うという思想であります。自由主義者の Bagehot なども、若しイギリスが従来の銀行制度を改めて再出発できるならば free banking には賛成だという考えを持っていたようであります。また Ricardo の説えたような国立銀行――イングランド銀行に代って銀行券を発行する National Bank――だけではなくして、大陸殊にフランスの社会思想家達の考えているような State Bank の思想も大陸から次第に入ってきたのです。いずれもイングランド銀行にとっては芳ばしい思想ではないのでした。その上特に重要なのは、政府の今後の出方の不安でした。既に一八六〇年には大蔵大臣 Gladstone によって、一八〇八年以来そのままであった国債管理費の支給額が大幅に削減されたのでした。Sayers は Gladstone の意図は Skin the Bank to the bone にあったと書いていますが、それほどでなくても将来政府との関係がどうなるか不安を感じたに相違ないと思うのです。うかうかしていると御上の御用の方も取り上げられて御役ご免になるかもしれぬ、そこで草鞋の紐をしめ直して専ら公共的な責任を果そうということに銀行当局の方針が大きく転換したのではないかと思われ

るのです。

自行の持つ既得権、まだ失われぬ名声と過去の蓄績を基として、身の安泰を図り、株主には安定した配当をして、他の金融機関とは別個の機関として御上の御用を忠実につとめて存続しようというような考えの統一が次第に理事の間に行われてきたのではないかと思うのです。それは多分一八七〇年代から一八八〇年代に入ってのことであろうと思うのです。というのは、その頃になると、一八六六年の恐慌の際のように総裁と長老の理事達の間などで、仮りに株主などに対するジェスチュアーであったかもしれぬにしても、意見の喰い違いを生じて、それが世間に伝わるというようなことは、一八七三年の恐慌の時にもなかった――先きのHankey長老も理事としてなお在職しておるのでありますが――のでした。そのことはイングランド銀行としては「やむを得ず」であったかもしれませんが、しかし多くの学者が云っておるように、reluctantly とか half-unconsciously にとか in a fit of absence of mind とかでいつの間にか変ったのではなく、私はイングランド銀行が自主的にその新しい経営方針を打ち出し、その道を辿ることになったもののように思うのであります。

それではその時はいつ頃であったか。

一八六〇年代から七〇年代へかけては、さきに申した通り、イングランド銀行は営業の新開拓につとめようとしていましたし、Sayers も述べているように自行の利益を守るために中央銀行としてならば金利の引締めを適当とする時期にもなお市場金利の低下をそのまま放置するというような態度をとってきたのでしたから、Lombard Street が出版され、その考え方が世間に広く普及しつつあったからといっても、イングランド銀行の方針がそれに応じてすぐ変化したとは考えられないのであります。ある学者の云ってますのには、一八七〇年代を通してイングランド銀行の政策は唯だ一つを除いてはまだぐらついていた、その例外の一つとは Goschen の説に従って外国為替の変動に関連しては金利政策をはっきり打ち出したということです。しかしそれも積極的に行ったというよりも、当時のイギリス経済の国際的な飛躍、それに伴う国際金融の発展、資金の国際的移動の動向などから財界政界の有力者 Goschen に指示されて採らざるを得なくなったことかもしれません。また一八八〇年代のイギリスの経済の発展ぶりでは、経済上に大きな不安もなく、外国為替に関連して以外には、イングランド銀行の積極的な活動を必要としなかったともいえるでしょう。そのイングランド銀行が bank of banks としてまたイギリスの lender of last resort として華々しくデビューしたのは一八九〇年の恐慌勃発の際でした。そしてその恐慌を最小限に喰止めるという初陣の大手柄をたてたのであります。この恐慌は国際的にも極めて著名な金融業者で、一時はヨーロッパの第六強国とまでいわれた Baring 商会が二千万ポンド以上の負債のため破綻したことに端を発したのですが、時の総裁 Lidderdale は、Macleod (H. P.) がその著 The Theory of Credit でほめている通り、bold, prompt and energetic に善処しましたので恐慌の拡大を防止することができたのでした。そのためにはフランス銀行を主とし、ロシアその他から援助資金を借りはしましたが、前の三恐慌のように一八四四年の銀行条例停止の発令を見ずにおさまったのでした。また Baring 商会も数年後には五十万ポンド余の正味資産をもって再発足することができたのです。Lidderdale の果敢な、よろしきを得た措置に対してロンドンはシティをあげて感謝したのでした。それまでの恐慌に際してのイングランド銀行の手遅れ、あるいは手ぬるさを非難する後世の多くの学者も Lidderdale の善処に対しては賞賛をおしまないのであります。イングランド銀行はよいスタートを切ったといえると思うのです。しかし総裁がそういうように迅速果敢に善処し得たということは、既にそれより以前にイングランド銀行が中央銀行として進む方針を確立していたからできたのではないかと思えるのであります。そこで私は中央銀行にいつなったかということは、まだ態度のあいまいであった一八七〇年代の末の頃からこの恐慌の年、一八九〇年の間のいつかであろうと推測してみたのです。それは一八七〇年代の末から一八八五年頃までの間、総裁では一八七九年就任の J. W. Birch, から H. R. Grenfell を経て J. S. Gilliat の就任中に確立されるに至ったのではないかと臆測するのです。その根拠は極めて簡単なものなのです。Clapham の The Bank of England 第二巻終りのエピローグ

に、一八八五年に入行して一九二九年には副総裁をしていた人物――その人の名は書いてありませんが――の言葉として "In my early days, the branches were Commercial and competitative" と書いてあるので、これを読んで感じたのはその人の就職当時すでにイングランド銀行の本店は商業銀行的性格から脱していたが、まだ地方の支店までは本店のその方針が徹底していなかったから Commercial and Competitative であったのだと解せはしないかということでした。もしそう考えてよいとすれば、一八七〇年代の末から一八八五年頃までにイングランド銀行の新しい進路が理事達の間で確認され、行員の間にも本店では伝わっていたと云えるのではないでしょうか。その論拠が僅か一〇語からなる回想の記事にすぎないので、大多数の方は論拠の甚だ薄弱なのにあきれることでしょうが。

参照した著書について引用箇所を一々註記するまでもないと思いますが、著者とその書名だけを次に掲げて置きます。

M. H. de Kock—Central Banking 初版 1938.

C. H. Kisch and W. A. Elkins—Central Banks 初版 1828.

Sir Ernest Harvey——Central Banks. 1827.

堀江帰一——中央銀行と金融市場，初版 1912.

Walter Bagehot——Lombard Street 初版 1873.

C. F. Dunbar——The Theory and History of Banking. 初版 1891.

W. C. King——History of the London Discount Market. 1936.

Sir. John Clapham——The Bank of England. Vol. II reprinted. 1958.

D. W. Dodwell——Treasuries and Central Banks. 1934.

R. S. Sayers——Central Banking after Bagehot. 1856.

Elmer Wood——English Theories of Central Banking Control, 1819—1858. 1939.

R. G. Hawtrey——The Art of Central Banking. 1932.

R. G. Hawtrey——A Century of Bank Rate. 1938.

Thomson Hankey——Principles of Banking, Ist. ed., 1867.

F. W. Fetter——Development of British Monetary Orthodoxy 1797—1875. 1965.

T. E. Gregory——Select Statutes Documents & Reports relating to British Banking, 1832—1928. 1929.

Ernest Seyd——The Bank of England Note Issue and Its Error. 1874.

R. H. Ingris Palgrave——Bank Rate and the Money Market……, 1903.

H. D. Macleod——The Theory of Credit. 1891.

A. Andréadès——The History of the Bank of England. Ist. ed., 1909.

B. B. Turner——Chronicles of the Bank of England. 1897.

A. E. Feavearyear——The Pound Sterling. 1931.